

令和 8(2026)年度

文学部

学校推薦型選抜(公募制)

入学試験問題

史学科

2. 科目及び時間（学科ごとに時間が異なりますのでご注意ください）

| 学 科                 | 11 月 15 日（土）       | 11 月 16 日（日） |
|---------------------|--------------------|--------------|
| 哲 学 科               | 13：00～14：30（90 分）  | 面 接 ※②       |
|                     | 小論文                |              |
| 史 学 科               | 13：00～13：30（30 分）  |              |
|                     | 小論文 1 ※①           |              |
|                     | 13：30～14：30（60 分）  |              |
| 英 語 英 米 文 化 学 科     | 小論文 2 ※①           |              |
|                     | 13：00～14：30（90 分）  |              |
|                     | 小論文                |              |
|                     | 15：00～             |              |
| ド イ ツ 語 圏 文 化 学 科   | 面 接 ※②             | 面 接 ※②       |
|                     | 13：00～14：30（90 分）  |              |
| フ ラ ン ス 語 圏 文 化 学 科 | 小論文                |              |
|                     | 13：00～15：00（120 分） |              |
| 教 育 学 科             | 小論文                |              |
|                     | 13：00～14：00（60 分）  |              |
|                     | 小論文                |              |
|                     | 14：25～15：45（80 分）  |              |
|                     | 集団面接 ※③            |              |
|                     | 16：00～             |              |
|                     | 個人面接 ※②            |              |

※① 史学科の小論文 1 と小論文 2 との間に、休憩時間はありません。

※② 面接は、各学科の研究室や、指定の教室等で行います。

各受験者の集合時刻等、日程の詳細は、小論文実施の際にお知らせします。

※③ 集団面接は、グループディスカッションとプレゼンテーションを含みます。

2026 年度 学習院大学 学校推薦型選抜(公募制)

※太線わく内は必ず記入してください。

|      |       |      |     |                            |    |     |
|------|-------|------|-----|----------------------------|----|-----|
| 志望学部 | 文学部   | 志望学科 | 史学科 | 受験番号                       | カナ |     |
|      |       |      |     |                            | 氏名 |     |
| 試験科目 | 小論文 2 |      | 備考  | 問題解答用紙<br>( 4 ) 枚中 ( 3 ) 枚 |    | 採点欄 |

次の文章を読んで、設問に答えなさい。

(前略)ところで、戦前期の日本の法律に工場法というものがある。同法は教科書的な記述によれば、日清・日露戦争後の産業革命以降に発生した社会運動にのぞみ、労使対立を緩和しようとする若干の社会政策的配慮のもとで制定がめざされたものであり、日本で最初の労働者保護法であったが、資本家の反対を受けて明治四十四(一九一一)年によく制定され、極めて不備な内容であったとともに、施行がその五年後にまでずれ込んだ(『詳説日本史 改訂版』山川出版社、二〇二〇年)と説明されている。

これだけのことを要領よく記述すれば、およそ受験としては十分で、多くの人々はそれ以上の理解を深める機会もないだろう。だが、幸か不幸か歴史を研究しようと考えてしまった私たちは、そこで歩みを止めることはできない。この法律がどのような経過をたどって生み出されてきたのか、これを必要とした社会情勢、かかわった組織や人々の意識を現在に残された史料から読み取り、その意義を論じてみせねばならないのである。

〔『工場法ヲ定ム』一記録から読み解く官僚制の変容』『新・歴史遊学』山川出版社所収〕

【設問】

このように法律というものは社会情勢や関連する組織や人々の意識にもとづいて作られる。法律と社会との関係について、歴史上の事例のひとつをとり上げて、歴史的に論じなさい。時代や地域は問いません。

解答は、問題解答用紙(4枚中の4枚目)に記入しなさい。

用紙の罫線部に収まるように解答しなさい。

## 2026 年度 学習院大学 学校推薦型選抜(公募制)

※太線わく内は必ず記入してください。

|      |      |      |     |      |                            |     |  |
|------|------|------|-----|------|----------------------------|-----|--|
| 志望学部 | 文学部  | 志望学科 | 史学科 | 受験番号 |                            | カナ  |  |
|      |      |      |     |      |                            | 氏名  |  |
| 試験科目 | 小論文2 |      |     | 備考   | 問題解答用紙<br>( 4 ) 枚中 ( 4 ) 枚 | 採点欄 |  |